



# 島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県公印規程の一部を改正する規程

（総 務 課） 2

島根県公文書管理規程の一部を改正する規程

（ ” ” ） 3

訓 令

島根県訓令第3号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「島根県高等学校等条例」を「島根県立高等学校等条例」に改め、同条第5号中「収納及び」を「出納及び」に改める。

第7条第2項中「公印新調（改刻、廃止）承認願」を「公印新調（改刻・廃止）承認願」に改める。

第9条中「公印届」の次に「（様式第2号）」を加える。

第10条中「種別」を「種類」に改める。

別表第1知事印の項中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業改善資金貸付償還金」を「林業・木材産業改善資金貸付償還金」に改め、同表本庁監又は課長印の項中「審査課」を「審査指導課」に、

「

島 根 県 農 林 水 産 部 農 畜 産 振 興 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室	20ミリメートル 平方	農畜産振興課家畜病性鑑定 室長	を
--	----------------	--------------------	---

」

「

島 根 県 農 林 水 産 部 食 料 安 全 推 進 課 長 印 家 畜 病 性 鑑 定 室	20ミリメートル 平方	食料安全推進課家畜病性鑑 定室長	に改め、同
--	----------------	---------------------	-------

」

表地方機関の長印の項中「県民局長及び」を「県民局長、」に、

「

島 根 県 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印 ○ ○ 部	20ミリメートル 平方	水産技術センター内水面浅 海部長及び栽培漁業部長	を
--	----------------	-----------------------------	---

」

<table border="1"> <tr> <td>島 根 県 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印</td> </tr> <tr> <td>内 水 面 浅 海 部</td> </tr> </table>	島 根 県 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印	内 水 面 浅 海 部	20ミリメートル 平方	水産技術センター内水面浅 海部長		に、「浜田
島 根 県 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印						
内 水 面 浅 海 部						

技術センター所長」を「浜田技術センター長」に改める。

別表第3第7号中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改め、同表中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第2号中「(第8条関係)」を「(第8条、第9条関係)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

#### 島根県訓令第4号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第14条第2項中「、会計管理者名」を削る。

第51条中「第45条」との次に「、第27条第2項中「主務課」とあるのは「地方機関」と」を加える。

第57条中「の規程」を「の規定」に改める。

別表第1農畜産振興課の項中「農畜産振興課」を「食料安全推進課」に改め、同表水産技術センターの項中「及び栽培漁業部」を削る。

別表第2の1の表健康福祉部の項中「医療対策課」を「医療政策課」に、「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改

め、同表農林水産部の項中

農畜産振興課	農畜
--------	----

を

「

農畜産振興課	農畜
食料安全推進課	食

に改め、同表出納局の項中「審査課」を「審査指導課」に改める。

別表第2の2の表農林水産部の項中

内水面浅海部	水技内
栽培漁業部	水技裁

を

「

内水面浅海部	水技内
--------	-----

に改める。

」

**附 則**

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。